

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本業務は、第48回全国高等学校総合文化祭の実施期間を含む2週間程度の間に、計2千食（1日最大約400食）の弁当を製造し、飛騨地域の7会場に配送し、さらに当日中に弁当ゴミの回収業務を行うものであり、大量の弁当を集中的に製造する能力に加え、確実かつ安全に弁当の配送及びゴミを回収する能力が求められる。 また、実施時期が真夏であることから、食品衛生においてより一層慎重な対策が求められること、及び、万が一問題が生じた場合に迅速に対応する必要があることから、各会場からアクセスしやすい場所に工場あるいは事務所を有する業者に委託する必要がある。 さらに、7月27日以降の配送分であることから、早急に契約業者を決定し、計2千食の製造ラインを確保してもらう必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 「有限会社ゲゼレ」は、高山市内で弁当の全国チェーン業務を担っており、1日に大量の弁当の製造・配送を確実に実施する能力を有している。また、弁当製造工場が高山市内にあることから、各会場までの配送時間が短く、食品衛生のリスクを軽減することが可能であることに加え、何らかの問題が生じた際に迅速に対応することができる。 以上のことから、本業務を最も確実に実施できるのは有限会社ゲゼレ他にない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。